

都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業等の財源として課税する目的税であり、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和4年度 予算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	551,710		
都市計画事業（歳出）	973,815	551,710	56.7%
7款 土木費	863,216	489,051	56.7%
4項 都市計画費	863,216	489,051	56.7%
2目 土地区画整理費	61,767	34,994	56.7%
平方第二地区土地区画整理事業関連経費	12,869	7,291	56.7%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	17,417	9,868	56.7%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	31,481	17,835	56.7%
6目 公共下水道費	801,449	454,057	56.7%
下水道事業会計負担金	662,342	375,247	56.7%
下水道事業会計出資金	139,107	78,810	56.7%
10款 公債費	110,599	62,659	56.7%
1項 公債費	110,599	62,659	56.7%
1目 元金	106,440	60,303	56.7%
市債償還元金	106,440	60,303	56.7%
2目 利子	4,159	2,356	56.6%
市債償還利子	4,159	2,356	56.6%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。
 ※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。